

平成24年度
鹿児島大学法科大学院

A日程

小論文試験問題

平成23年9月10日(土)

答案作成上の注意

1. 「解答始め」の合図があるまで、この1ページ目を表にして、この問題冊子を開かないこと。
2. 問題冊子は、このページを含めて7ページある。
3. 解答用紙は4枚配布する。
4. 解答用紙左上の設問に、設問の番号を記入すること。
5. 解答用紙右上のNo. に、設問ごとのページ番号(Ⅰ－1、Ⅰ－2、Ⅱ－1等)を記入すること。
6. 白紙答案がある場合でも、すべての用紙に受験番号・設問・小問の番号を記入して、必ず4枚すべてを提出すること。
7. 解答は、すべて解答用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
8. 試験終了後、この小論文問題冊子と下書き用紙は、持ち帰ってよい。
9. 設問の出典は、解答にあたり予断を与えないために割愛した。また、原文の字句・構成を一部省略・変更・追加した部分がある。

設問 I

次の文を読み、「ロックは、政府と人民との関係を一種の"信託"の関係とみなしていた」との命題について、600 字以内で説明しなさい。

(著作権処理手続中のため、文章の出典と引用箇所のみを表示します。)

藤原保信『正義・自由・民主主義—政治理論の復権のために—』(昭和 51 年、御茶の水書房) 124 頁 1 行目から 128 頁 11 行目まで

※ 文中の注は省略した。なお、原典は縦書きである。

(設問 I は、以上)

設問Ⅱ

以下の事例を読み、問いに答えなさい。

【事例】

1. A大学法学部のある年の学期末試験に関して、試験受験者Xの不正行為を告発する無記名文書がA大学の法学部長宛てに寄せられた。この文書によれば、Xは15回の講義に全く出席しなかったにもかかわらず極めて優秀な評価を得て単位を取得しており、かつ学期末試験においてXがカンニングにより試験答案を作成し提出したことを複数の学生が現認しているということだった。さらに文書には「大学側がこのような不正行為を放置することは、ひるがえって単位認定の客観的公平を疑わせ、真面目に勉学に取り組む多数の学生の不利益になる。今回のXの不正行為に対する大学側の徹底追及と厳罰処置を要請する」との記述があった。

2. A大学の法学部長であるBは上記告発文書に一応信憑性があると考え、Xが不正を疑われた学期末試験の科目担当者であるC教授に照会したところ、「学生の出席は単位認定および評価に関連付けをしていない。私Cは学期末試験の監督員を担当したが、試験中の不正は一切存在しない」との見解を得た。また、X本人を大学に出頭させ、過日の学期末試験で不正を行ったかを問いただしたところ「不正の告発は事実無根である」との回答を得た。

3. Bは同時に、告発文書の作成者を探すこととした。法学部内でまじめさが評判の学生Yにあたりをつけて「Xを告発する投書をしたのはあなたではないか？」と尋ねたところ、Yは「確かに私が文書を作成して大学に送りました。記名して文書を送れば、私宛てに文書の回答が届くかもしれず、それでは学内でXの事件を共有し、大学が共同して不正を根絶する機運が失われると判断したからです。Xの不正を契機に学内の正義と公平が達成されるのが本意です」と述べた。

(事例は以上)

【問い】

弁護士であるあなたは、法学部長であるBから上記事例の対応策について相談を受けました。Bは「学内試験の客観性・公平性の確保のために、大学、教員、そして学生にそれぞれ守ってもらう新ルールの設定と実施が必要だろう。この新ルールの告知と運用開始をもって、学生Yの要請にこたえることにもなる。また不正撲滅と組織秩序の確立のために、Xについてはなんらかの対応を考えたいのだが手立てがない。」と言います。

あなたは、上記事例への対応策について、Bに対してどのような助言を試みますか。700字程度で述べなさい。

なお、A大学の学則には次の規定があります。この学則はA大学の入学者全員に入学時に配布される冊子によって示されています。入学時以降の学則の制定改廃については、学内での掲示によって示されます。

（懲戒）

第52条 本学の学則に反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、当該学部の教授会および全学評議会の議を経て、学長が懲戒を行うことがある。

2 前項懲戒の種類と運用は、別途懲戒規定の定めるところによる。

（設問Ⅱは、以上）